

備前市監査委員告示第3号

平成24年度定期監査（第2期）結果報告に基づく措置状況の公表について

平成24年度定期監査（第2期）結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年5月24日

備前市監査委員 小 橋 仙 敬  
備前市監査委員 田 原 隆 雄

|         |         |
|---------|---------|
| 所 管 部 署 | 総務部 企画課 |
|---------|---------|

| 【指摘事項】   | 措 置 状 況                                    |
|--|--|
| 物品購入事務について、物品購入（修繕等）伺書の起案年月日、決定欄の記載がないもの、納品書が添付されていないもの、納品書の納入業者印がないもの、納品書の納品年月日がないもの等、不備な納品書が見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであり、検収印は、当該物品の規格、品質、数量等について誤りがないかを確認した証拠であることから、不備のない納品書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。 | 確認を徹底し、適正な事務処理に努めています。                     |
| 【指摘事項】   | 措 置 状 況                                    |
| 路線バス運行補助金交付事務について、実績報告書に年度誤りが見受けられた。実績報告書の提出を受けたときは、備前市路線バス運行補助金交付要綱に基づきその内容について審査し適正に事務処理されたい。  | 年度誤りは、訂正しました。今後は、確認を徹底します。                 |
| 【指摘事項】   | 措 置 状 況                                    |
| 市内路線バス運行に伴う市有地の賃貸借契約事務について、貸付契約書の貸付期間に誤りが見受けられた。備前市契約規則に基づき適正に事務処理されたい。また、契約締結起案の決裁区分が誤っているものが見受けられたので、備前市事務決裁規程に基づき適正に事務処理されたい。   | 貸付期間は訂正しました。<br>今後は、適正な事務処理を行うよう、徹底していきます。 |
| 【指摘事項】   | 措 置 状 況                                    |
| 電算業務保守委託契約事務について、見積年月日が記載されておらず、収受印も押印されていなかったため、見積聴取日が不明なものが見受けられた。見積書は、予定価格や積算の基礎資料となるものであり、不備のない見   | 今後は、適正な事務処理を行うよう、徹底していきます。                 |

|  |                                |
|--|--------------------------------|
| 積書の提出を求めるよう指導されるとともに収受時の確認に適正を期されたい。   |                                |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>                 |
| 自動車運行簿の記載に当たって、鉛筆書きとなっているもの、乗降時点検欄に記載のないものが見受けられた。備前市庁用自動車管理規則に基づき適正な記録の整備に努められたい。 | 運行管理者が、日毎にチェック・押印し、適正な記録に努めます。 |

|         |         |
|---------|---------|
| 所 管 部 署 | 総務部 税務課 |
|---------|---------|

|  |   |
|--|---|
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>  |
| 督促状発送事務について、決裁後に起案内容を修正している不適切な事務処理が見受けられた。また、文書番号が空欄のもの、起案内容の発送予定件数が空欄になっているもの、発送予定件数、抜取件数が鉛筆書きとなっている起案書が見受けられた。備前市文書取扱規程に基づき適正に事務処理されたい。                     | 備前市文書取扱規程に基づき適正に事務処理するよう改めています。   |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>  |
| 郵券等受払簿を修正テープにより修正しているものが見受けられた。修正テープの使用は改ざんの疑念を生じさせることから厳に慎まれ、郵券は現金に準ずる金券であることから、適正な記録の整備に努められたい。  | 郵券等受払簿の修正する場合には、修正内容が明確となるよう見え消し（二重線）による修正とすることとしています。                        |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>  |
| 物品購入事務について、物品購入（修繕等）伺書が起票されていないもの、決裁年月日、決定欄の記載がないもの、納品書の納入業者印がないもの、納品書に検収印がないもの、見積書に見積年月日がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであり、見積書は、予定価格や積算の基礎資料となるものであることか | 物品を購入する場合には、物品購入伺書が必要なものについては遺漏のないよう起票することとし、見積書、納品書の記載事項のチェックも厳重に行うこととしています。 |

|  |  |
|--|--|
| ら、不備のない納品書、見積書の提出を求め<br>るよう指導されるとともに備前市会計規則<br>に基づき適正に事務処理されたい。  |  |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>   |
| 固定資産税異動分土地各筆評価業務委託契<br>約書の契約者名に備前市が欠落していた。契<br>約書は、法人格をもつ自治体が契約すること<br>になり、発注者と受注者双方合意して定めら<br>れた条項を誠実に履行するために取り交わ<br>す重要な書類であるので、適正に事務処理さ<br>れたい。 | 平成 25 年度においても、同様の契約を 5 月 2<br>日に締結しました。その際には、「備前市」を<br>記載しております。今後、別の契約案件に関<br>しても注意するように致します。 |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>   |
| 市県民税納税通知書作成業務委託契約につ<br>いて、委託業務完了確認書、委託業務完了届、<br>委託業務着手届、成果品納入で委託契約名称<br>が異なっていた。契約名称が異なることは、<br>同一の契約か疑念を生じさせる恐れがある<br>ことから、適正に事務処理されたい。           | 平成 25 年度の市県民納税通知書作成業務委<br>託契約については、関係書類すべて同一の契<br>約名称とするよう委託先業者に徹底し、また<br>当課においても確認することとしています。 |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>   |
| 自動車運行簿を修正テープにより、徴収日誌<br>を修正液により修正しているものが見受け<br>られた。修正テープや修正液の使用は改ざん<br>の疑念を生じさせることから厳に慎まれ、適<br>正な記録を整備されたい。  | 修正が必要な場合は内容が明確になるよう見<br>え消し（二重線）による修正とし修正テープ<br>や修正液を使用しないようにしています。                            |

|         |           |
|---------|-----------|
| 所 管 部 署 | 市民生活部 市民課 |
|---------|-----------|

|   |   |
|---|---|
| <b>【指摘事項】</b>   | <b>措 置 状 況</b>  |
| 窓口交付事務集計表に決裁が漏れているも<br>のが見受けられた。備前市事務決裁規程に基<br>づき適正に事務処理されたい。 | 定期監査終了後から、集計表が必ず決裁され<br>ていることを確認し、会計処理を行うように<br>しました。 |
| <b>【指摘事項】</b>   | <b>措 置 状 況</b>  |
| 駐車場用地貸付料の収納に係る領収書の控   | 駐車場用地貸付料の番号については、平成 25                                |

| <p>えに連番が付されていないものが見受けられた。領収書の管理については、現金の受領に係る重要な証拠書類となることから、その取扱いには適正を期されたい。</p>  | <p>年4月1日より付番するようにしました。</p>   |
|---|--|
| <p>【指摘事項】</p>   | <p>措置状況</p>  |
| <p>物品購入事務について、物品購入（修繕等）伺書が起票されていないもの、決裁年月日、決定欄の記載がないもの、納品書の納入業者印がないもの、納品書に検収印がないもの、見積書に見積年月日がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであり、見積書は、予定価格や積算の基礎資料となることから、不備のない納品書、見積書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。</p> | <p>定期監査終了後から、各書類の日付の確認や検収印の押印など、会計規則を再確認し、事務処理を実施しています。</p>  |
| <p>【指摘事項】</p>   | <p>措置状況</p>  |
| <p>防犯灯設置事業補助金交付事務について、起案書の決裁区分が誤っているもの、起案内容を鉛筆書きにより修正しているもの、紙の起案書のみを修正しており、文書管理システムの中身が修正できていないものが見受けられた。備前市文書取扱規程に基づき適正に事務処理されたい。</p>  | <p>指摘を受けた事項のほとんどは不注意による誤りやチェック機能が果たされていないことによるものであり、今後は文書取扱規程を再確認し適正な事務処理に努めてまいります。</p>  |
| <p>【指摘事項】</p>   | <p>措置状況</p>  |
| <p>防犯灯設置事業補助金の交付事務について、備前市防犯灯設置事業補助金交付要綱では、「防犯灯を設置しようとする期日の1カ月前までに補助金交付申請書を提出しなければならない」と規定されているが、期限が厳守されていないものが見受けられた。また、申請書、実績報告書等の内容が記載されていないもの、鉛筆書きにより修正しているものが見受けられた。備前市防犯灯設置事業補助金交付要綱に基づき適正に事務処理されたい。</p>          | <p>この規定については、現状の弾力運用に適さないため、平成25年3月に見直しを実施した備前市防犯灯設置事業補助金交付要綱の一部改正にあわせて「1カ月前」を「7日前」に是正しました。<br/>また、申請書、実績報告書等について指摘を受けた事項のほとんどは不注意による誤りやチェック機能が果たされていないことによるものであり、今後は注意喚起を図り要綱に基づいた適正な事務処理に努めてまいります。</p> |

| 【指摘事項】  | 措 置 状 況  |
|---|--|
| <p>安全安心まちづくり補助金交付事務に係る申請書、実績報告書について、鉛筆書きとなっているもの、修正テープにより修正しているもの、年度が誤っているものが見受けられた。また、業務完了確認年月日が見受けられた。また、業務完了確認年月日が見受けられた。備前市安全安心まちづくり自主活動団体支援事業補助金交付要綱に基づき適正に事務処理されたい。</p> | <p>指摘を受けた事項のほとんどは不注意による誤りやチェック機能が果たされていないことによるものであり、今後は注意喚起を図り要綱に基づいた適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>また、実績報告書には「業務完了確認年月日」の記入欄はなく「事業完了年月日」となっており、事業完了年月日が見受けられています。</p> |

|         |           |
|---------|-----------|
| 所 管 部 署 | 市民生活部 環境課 |
|---------|-----------|

| 【指摘事項】  | 措 置 状 況  |
|---|--|
| <p>ごみ処理手数料の収納に係る領収書の控えに連番が付されていないもの、取扱者、納付期限、年度、ただし書の記載がないものが見受けられた。また、一般廃棄物搬入に係る申請書に処理手数料を徴収した領収印を押印するようになっているが、領収印がないものが見受けられた。領収書等の管理については、現金の受領に係る重要な証拠書類となることから、その取扱いには適正を期されたい。</p> | <p>記載漏れ、印鑑漏れ、領収印漏れなど不適切な内容について、事務内容の再確認と徹底を行いました。また、徴収委託事務も平成 25 年度からは委託内容を再検討し、事務処理の適正化を図ります。</p> |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況  |
| <p>野谷坑廃水処理場借上料の支出について、賃借期間の中途において 1 年間分の賃借料を支出しているが、前金払ではなく通常払により支出されていた。地方自治法の規定に基づき適正に事務処理されたい。</p>   | <p>課内及び担当者に、今一度支出伝票等起票時に誤りのないように注意し、今後、適正に事務処理するよう周知徹底しました。</p>                                    |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況  |
| <p>物品購入事務について、物品購入（修繕等）伺書起票時に決定欄を記入しており事後起票となっているもの、決定欄の記載がないもの、検収印日付が不明瞭なもの、納品書の代</p>  | <p>出先機関の検収印を追加し、出先で検収検査を行うこととしました。また、納品書管理も一元化することで請求書の写しで代用することを無くしました。その他、適正な事務処理</p>            |

|  |   |
|--|---|
| <p>わりに請求書が添付されているもの、納品書に納入業者印がないもの、検収印がないもの、納品年月日がないもの、見積書に見積年月日がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであり、見積書は、予定価格や積算の基礎資料となることから、不備のない納品書、見積書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。</p>                              | <p>に努めるよう課内で徹底をしました。</p>  |
| <p><b>【指摘事項】</b></p>   | <p><b>措 置 状 況</b></p>   |
| <p>微生物酵素製剤購入起案の決裁区分が誤っていた。備前市事務決裁規程に基づき適正に事務処理されたい。</p>  | <p>単純な事務処理上のミスをなくすよう、チェック体制の強化を図っていきます。</p>   |
| <p><b>【指摘事項】</b></p>   | <p><b>措 置 状 況</b></p>   |
| <p>生ごみ処理容器購入費補助金交付事務について、交付申請前に交付決定通知書が発行されているもの、実績報告書に添付の感熱紙の領収書が消えかかっているもの、交付申請書の内容を修正テープにより修正しているもの、変更後の交付決定通知がされていないものが見受けられた。備前市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱等に基づき適正に事務処理されたい。</p>   | <p>感熱紙の領収書は、写しを添付することで防ぎます。誤記載、修正テープでの修正などは、複数でチェックすることで適正化を図ります。変更後の交付決定通知は、平成 25 年度からは通知することとしています。</p> |
| <p><b>【指摘事項】</b></p>   | <p><b>措 置 状 況</b></p>   |
| <p>ごみ置場整備改廃事業補助金交付事務について、交付申請書の金額欄に記載されていないもの、事業着手報告書の金額訂正が不適切なもの、着工年月日、着工日、報告日の整合がとれていないもの、事業完了前に検査報告をしているもの、事業完了報告書の事業完了年月日、費目、金額欄の修正方法が不適切なもの、申請・報告書類に収受印が押印されていないものが見受けられた。備前市ごみ置場整備改廃事業補助金交付要綱等に基づき適正に事務処理されたい。</p> | <p>平成 25 年度からは、複数で申請等を受けることとし、誤記載が無いよう確認をします。また、書類の受付時には収受印を押印するなど事務処理の適正化を図っていきます。</p>                   |

| 【指摘事項】  | 措置状況  |
|---|---|
| <p>住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事務について、確定通知年月日が決裁年月日より前になっているもの、実績報告書の訂正印が申請者と異なっているもの、変更申請があった場合は、承認を受けるように規定されているが、その確認ができていなかったものが見受けられた。備前市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱等に基づき適正に事務処理されたい。</p> | <p>指摘を受けた事項は、チェック機能が果たされていないことや、受付時における適正な窓口指導が行われていないことによるものがあります。従来より、補助金交付にあたっては、適正な執行を図っているところですが、今後はより一層、チェック機能の強化、備前市補助金等交付規則、備前市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に基づき、適正に事務処理を行ってまいります。</p> |
| 【指摘事項】  | 措置状況  |
| <p>野谷大気測定局SPM自動測定装置SPM計ベータ線源業務完了報告書の報告年月日が記載されていなかった。備前市契約規則に基づき適正に事務処理されたい。</p>  | <p>今後、関係書類等の漏れや記入誤り等適正に事務処理が行われるように、確認しました。担当者だけでなく、その他の係員全員でチェック漏れがないように注意することとしました。</p>   |
| 【指摘事項】  | 措置状況  |
| <p>硫酸バンド購入に際し、次年度当初予算可決前に契約起案を起票していた。地方自治法に基づき適正に事務処理されたい。</p>  | <p>内容を課内で確認し、今後の事務処理の適正化を図りました。</p>   |
| 【指摘事項】  | 措置状況  |
| <p>産業廃棄物処理処分に関する委託契約書について、契約書の甲乙の前文の部分と記名押印の部分とが異なる記載となっており、整合がとれていなかった。適正に事務処理されたい。</p>  | <p>今後、契約書の記載内容等をよく確認をし、漏れ、誤りなどが無いように、課内で再確認をしました。</p>   |
| 【指摘事項】  | 措置状況  |
| <p>運行記録、日誌等の記載に当たって、鉛筆書きとなっているもの、修正液や修正テープにより修正をしているものが見受けられた。鉛筆書きや修正テープ等による修正は改ざんの疑念を生じさせることから厳に慎まれ、適正な記録を整備されたい。</p>  | <p>課内、出先機関全体で、記録簿、日誌等の記載について再確認し、事務処理の適正化を図っています。</p>   |

| 【指摘事項】   | 措 置 状 況   |
|--|---|
| <p>斎場管理日誌について、保存文書への使用済用紙の裏面利用が見受けられた。機密や個人情報の漏洩の恐れがあることから、保存文書への使用済用紙の裏面利用は厳に慎まれない。</p> | <p>課内、出先機関全体で、保存文書について再確認し、事務処理の適正化を図っています。</p> |

|         |             |
|---------|-------------|
| 所 管 部 署 | 保健福祉部 介護福祉課 |
|---------|-------------|

| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
|---|---|
| <p>高齢者世話付住宅入居者費用負担金の納付に当たって、納入通知書の納期限が誤っているものが見受けられた。高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱に基づき適正に事務処理されたい。</p>   | <p>高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱に基づき、適正に処理いたします。</p> |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
| <p>物品購入事務について、物品購入(修繕等)伺書起票時に決定欄を記入しており事後起票となっているもの、決裁年月日、決定欄の記載がないもの、納品書に検収印がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであり、不備のない納品書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。</p> | <p>備前市会計規則に基づき、適正に処理いたします。</p>                          |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
| <p>物品購入事務について、予定価格が30万円以上の物品であるにもかかわらず、財政課長の合議がなかった。備前市会計規則等に基づき適正に事務処理されたい。</p>  | <p>備前市会計規則に基づき、適正に処理いたします。</p>                          |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
| <p>高齢者ふれあい事業補助金交付事務に係る支出負担行為について、支出負担行為日が誤っているものが見受けられた。備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。</p>   | <p>備前市会計規則に基づき、適正に処理いたします。</p>                          |

| 【指摘事項】   | 措置状況  |
|--|---|
| 高齢者配食サービス事業契約について、契約書契約年月日がないもの、保証書保証年月日がないものが見受けられた。備前市契約規則に基づき適正に事務処理されたい。                             | 備前市契約規則に基づき、適正に処理しています。                           |
| 【指摘事項】   | 措置状況  |
| 自動車運行簿の記載に当たって、鉛筆書きとなっているもの、修正テープにより修正をしているものが見受けられた。鉛筆書きや修正テープによる修正は改ざんの疑念を生じさせることから厳に慎まれ、適正な記録を整備されたい。 | 鉛筆書きや修正テープを使用することを止め、訂正の場合は訂正印を押すなど、適正な記録を行っています。 |

|      |             |
|------|-------------|
| 所管部署 | 保健福祉部 社会福祉課 |
|------|-------------|

| 【指摘事項】  | 措置状況  |
|---|---|
| 災害援護資金貸付金元利収入について、調定されていないものが見受けられた。備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。   | 平成 24 年度については指摘後に調定しました。平成 25 年度については、年度当初に調定を行います。 |
| 【指摘事項】  | 措置状況  |
| 災害援護資金貸付金の徴収について、税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例では、「納期限までに税外収入金を完納しないときは、納期限後 20 日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない」と規定されているが、督促状を発していなかった。税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例に基づき適正に事務処理されたい。 | 平成 25 年度からの徴収については、適正な事務処理に努めます。                    |
| 【指摘事項】  | 措置状況  |
| 郵券等受払簿の記載に当たって、鉛筆書きとなっているもの、修正液により修正をしているものが見受けられた。鉛筆書きや修正液による修正は改ざんの疑念を生じさせること   | 適正な記録の記入に努めます。                                      |

|  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| から厳に慎まれ、適正な記録を整備されたい。  |                                      |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>                       |
| 障害者相談支援事業に係る委託料の支払いについて、委託契約書に記載されている支払時期と異なっていたので、契約書に基づき適正に事務処理されたい。   | 平成 25 年度からの委託料支払いについては、適正な事務処理に努めます。 |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>                       |
| 物品購入事務について、物品購入（修繕等）伺書が起票されていないもの、起票時に決定欄を記入しており事後起票となっているもの、起案年月日、決裁年月日、決定欄の記載がないもの、納品書の納品年月日がないもの、検収日が誤っているものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確認する証拠書類となるものであり、不備のない納品書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。 | 今後は適正な事務処理に努めます。                     |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>                       |
| 身体障害者福祉協会補助金交付事務及び戦没者遺族連合会補助金交付事務について、決裁が誤っているものが見受けられた。備前市事務決裁規程に基づき適正に事務処理されたい。  | 平成 25 年度の補助金支給からは適正な事務処理に努めます。       |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>                       |
| 市民ふれあい福祉まつり事業に関する委託契約書について、契約者である備前市の記載が欠落していた。契約書は、法人格をもつ自治体が契約することになり、発注者と受注者双方合意して定められた条項を誠実に履行するために取り交わす重要な書類であるので、適正な事務処理をされたい。   | 平成 25 年度の委託契約時には、記載します。              |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>                       |
| 自動車運行簿の記載に当たって、鉛筆書きと   | 適正な記録の整備を行います。                       |

|   |  |
|---|--|
| なっているものが見受けられた。鉛筆書きは改ざんの疑念を生じさせることから厳に慎まれ、適正な記録を整備されたい。 |  |
|---|--|

|         |           |
|---------|-----------|
| 所 管 部 署 | 産業部 商工観光課 |
|---------|-----------|

| 【指摘事項】   | 措 置 状 況                                     |
|--|---|
| 物品購入事務について、物品購入（修繕等）伺書が起票されていないもの、決定欄、会計名の記載がないもの、納品書に検収印がないもの、納品書が保管されていないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであり、不備のない納品書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。 | 備前市会計規則に基づき適正に事務処理致します。                     |
| 【指摘事項】   | 措 置 状 況                                     |
| 観光協会補助金交付事務について、盗難を理由として繰上交付を行っていたが、盗難被害額以上の金額を交付しており、当該繰上交付金額の積算根拠が明確になっていなかった。積算根拠を明確にされ、観光協会補助金交付要綱等に基づき適正に事務処理されたい。  | 今後は、積算根拠を明確にし、観光協会補助金交付要綱等に基づき適正に事務処理を行います。 |
| 【指摘事項】   | 措 置 状 況                                     |
| 備前陶芸センター運営補助金交付事務について、備前陶芸センター運営補助金交付要綱では、「4月末、7月末、10月末及び1月末に交付する」と規定されているが、要綱と異なる取扱いが見受けられた。備前陶芸センター運営補助金交付要綱に基づき適正に事務処理されたい。                                     | 備前陶芸センター運営補助金交付要綱に基づき適正に事務処理いたします。          |
| 【指摘事項】   | 措 置 状 況                                     |
| 大瀧山駐車場トイレ新築工事設計監理委託業務関係書類について、文書保存が適正にさ  | 備前市文書取扱規程に基づき適正に事務処理いたします。                  |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| れていなかった。備前市文書取扱規程に基づき適正に事務処理されたい。 |  |
|-----------------------------------|--|

|         |           |
|---------|-----------|
| 所 管 部 署 | 産業部 都市整備課 |
|---------|-----------|

| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
|---|---|
| 市営住宅に係る家賃等減免手続きについて、申請書が鉛筆書きになっているもの、減免決定通知書の修正方法が不適切なもの、減免決定起案の決裁区分が誤っているものが見受けられた。備前市事務決裁規程等に基づき適正に事務処理されたい。  | 平成 25 年度より、指摘事項を改善しています。  |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
| 市営住宅使用料の収納に係る領収書の控えに連番が付されていないもの、領収通知先が収入役名になっているものが見受けられた。領収書の管理等については、現金の受領に係る重要な証拠書類となることから、その取扱いには適正を期されたい  | 収入役を会計管理者に訂正しました。連番についても付するようにしています。  |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
| 道路占用使用料の徴収について、税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例では、「納期限までに税外収入金を完納しないときは、納期限後 20 日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない」と規定されているが、督促状を発していなかった。税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例に基づき適正に事務処理されたい。 | 平成 24 年度においては、当初納期限を平成 24 年 5 月 31 日に定めていた。<br>当該納期限を過ぎても納付確認がなされなかった占用者に対しては、まずは電話での納付依頼を行った。それでも納付しない占用者に対しては、督促状を発送した。今後は、徴収条例の規定を遵守し、適正な事務処理に努めます。<br>※平成 24 年 7 月 3 日付、備都第 371 号で 4 名の占用者へ送付。それぞれ収納確認あり。 |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
| 物品購入事務について、物品購入（修繕等）伺書が起票されていないもの、起票時に決定欄を記入しており事後起票となっているも   | 納品書には納品年月日、見積書には見積年月日が記載されることが常であり、指摘の事項については不注意によるものと思われるた   |

| <p>の、納品書の検収年月日を誤っているもの、納品年月日がないもの、見積書の見積年月日がないものなどが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであり、見積書は、予定価格や積算の基礎資料となることから、不備のない納品書、見積書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。</p>   | <p>め、今後は各係員への周知・指導を行うとともに、適正に事務処理を行うようダブルチェック体制を徹底することで対応します。</p>                                     |
|--|---|
| 【指摘事項】   | 措置状況  |
| <p>建築物耐震診断等事業補助金交付事務及び木造住宅耐震改修事業費補助金交付事務について、申請書を受理した文書番号より前の文書番号で交付決定を行っていた。また、申請書を受理した文書番号と交付決定起案の文書番号が不整合となっているものが見受けられた。備前市文書取扱規程に基づき適正に事務処理されたい。</p>  | <p>指摘の事項については不注意によるものと思われるため今後は交付申請書、交付決定起案及び交付決定通知書の文書番号の整合を確認し、適正に事務処理を行うようチェック体制を徹底することで対応します。</p> |
| 【指摘事項】   | 措置状況  |
| <p>市道・市管理河川等ボランティア推進事業補助金交付事務について、市道・市管理河川等ボランティア推進事業補助金交付要綱では、「補助事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は3月末日のいずれか早い日までに活動実績報告書を提出しなければならない」と規定されているが、期限を厳守されていないものが見受けられた。市道・市管理河川等ボランティア推進事業補助金交付要綱に基づき、適正に事務処理されたい。</p> | <p>市道・市管理河川等ボランティア推進事業補助金交付要綱に基づき事務の適正化を図るため、活動実績報告期限を厳守していただくよう申請団体に周知・指導しております。</p>                 |
| 【指摘事項】   | 措置状況  |
| <p>香登川取水ゲート上部工改良工事の契約事務について、起工設計書の契約番号が鉛筆書きとなっているもの、現場代理人通知書に添付の実務経験証明書の証明年月日の記載がないものが見受けられたので、適正に事務処</p>  | <p>起工設計書の契約番号が鉛筆書きとなっているものについては、ボールペンで記入しました。<br/>現場代理人通知書に添付の実務経験証明書の証明年月日の記載がないものはボールペ</p>          |

|   |   |
|---|---|
| 理されたい。  | ンで記入しました。提出書類の記入漏れについては、請負業者に周知・指導いたしました。 |
| <b>【指摘事項】</b>   | <b>措 置 状 況</b>                            |
| 市営スワ団地昇降機保守管理委託契約書及び水門・樋門管理委託契約書の契約者名に備前市が欠落していた。契約書は、法人格をもつ自治体が契約することになり、発注者と受注者双方合意して定められた条項を誠実に履行するために取り交わす重要な書類であるので、適正に事務処理されたい。 | 平成 25 年度契約より指摘事項を改善しました。                  |
| <b>【指摘事項】</b>   | <b>措 置 状 況</b>                            |
| 市営駐車場に係る事務処理について、申込書等の内容が空欄となっているもの、訂正方法が不適切なもの、申込年月日が誤っているもの、申込書、届出書に受領印が押印されていないものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。                            | 支所と連携を取り、適正に事務処理を進めるように努めます。              |
| <b>【指摘事項】</b>   | <b>措 置 状 況</b>                            |
| 市営住宅入居に係る事務処理について、紙の起案書のみを修正しており、文書管理システムの中身が修正できていないもの、入居決定通知書を鉛筆書きで修正しているものが見受けられた。備前市文書取扱規程に基づき適正に事務処理されたい。                        | 指摘事項をすぐに改善しており、今後も適正な事務処理に努めます。           |
| <b>【指摘事項】</b>   | <b>措 置 状 況</b>                            |
| 自動車運行簿の記載に当たって、鉛筆書きとなっているもの、記載内容が不明瞭なもの、行き先・用件欄の記載内容が不十分なもの、乗降時点検欄に異常なし、異常あり両方にチェックが入っているものが見受けられた。備前市庁用自動車管理規則に基づき、適正な記録を整備されたい。     | 指摘後、各係員に周知・徹底を行い、記録の適正化を図ります。             |

|         |           |
|---------|-----------|
| 所 管 部 署 | 上下水道部 水道課 |
|---------|-----------|

| 【指摘事項】   | 措 置 状 況  |
|--|--|
| 物品購入事務について、物品購入（修繕等）伺書の科目名が誤っているもの、納品書に業者印がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであり、不備のない納品書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。 | 委託料の伺書を正規の様式で行うようにした。<br>また、納品書に業者印が無い場合があるので、納品時にチェックするようにしている。<br>納入業者にも周知・徹底を図っている。 |
| 【指摘事項】   | 措 置 状 況  |
| 簡易給水施設日常点検業務委託契約書及び簡易水道事業日常点検業務委託契約書について、契約年月日がないものが見受けられた。備前市契約規則に基づき適正に事務処理されたい。   | 契約年月日を記入した。  |
| 【指摘事項】   | 措 置 状 況  |
| 自動車運行簿の記載に当たって、用務内容欄の記載内容がないものが見受けられた。備前市庁用自動車管理規則に基づき、適正な記録を整備されたい。   | 用務内容欄も記入するようにした。   |

|         |            |
|---------|------------|
| 所 管 部 署 | 上下水道部 下水道課 |
|---------|------------|

| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
|---|---|
| 物品購入事務について、納品書に検収印がないもの、納品年月日のないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであり、不備のない納品書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。 | 今後の物品購入に関しては、業者から納品書を徴取し、備前市会計規則に基づき適正に事務処理を行います。 |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
| 浄化槽設置整備事業補助金の交付事務について、交付決定起案の内容に誤りがあった。   | 今後は、備前市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき適正な事務処理を行います。          |

|  |   |
|--|---|
| <p>起案書は団体の意思を決定する重要な書類であることに鑑み、交付決定通知書と齟齬がないよう、適正に事務処理されたい。</p>  | <p>また、不注意による誤りやチェック機能が果たされていないことによるものであるため、課内職員への注意喚起や決裁者や承認者への周知徹底を図ります。</p> |
| <p><b>【指摘事項】</b></p>   | <p><b>措 置 状 況</b></p>   |
| <p>浄化槽設置整備事業補助金交付事務について、備前市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱では、「補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない」と規定されているが、変更承認申請書を使用せず、補助金交付申請書を 2 回に分けて受理していた。備前市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき適正に事務処理されたい。</p> | <p>今後は、備前市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき適正な事務処理を行います。</p>                               |
| <p><b>【指摘事項】</b></p>   | <p><b>措 置 状 況</b></p>   |
| <p>備前浄化センター外維持管理委託の随意契約事務について、予定価格内でなかったことから複数回入札書を徴取しているが、入札書に入札回数が記載されていなかったため、適正に事務処理されたい。</p>  | <p>今後は、不備のないよう適正に事務を行います。</p>   |
| <p><b>【指摘事項】</b></p>   | <p><b>措 置 状 況</b></p>   |
| <p>随意契約について、見積書の見積年月日がないものが多く見受けられた。見積書は、予定価格や積算の基礎資料となるものであることから、不備のない見積書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。</p>  | <p>今後は、不備のないよう適正に事務を行います。</p>   |
| <p><b>【指摘事項】</b></p>   | <p><b>措 置 状 況</b></p>   |
| <p>備前浄化センター外脱水汚水汚泥処分業務契約書及び大股清水苑維持管理委託契約書等の契約者名に備前市が欠落していた。契約書は、法人格をもつ自治体が契約することになり、発注者と受注者双方合意して定められた条項を誠実に履行するために取り交わす重要な書類であるため、適正に事務処理され</p>   | <p>今後は、不備のないよう適正に事務を行います。</p>   |

|  |                        |
|--|------------------------|
| たい。  |                        |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>         |
| 自動車運行簿の記載に当たって、用務内容欄の記載内容がないものが見受けられた。備前市庁用自動車管理規則に基づき、適正な記録を整備されたい。 | 今後は、不備のないよう適正に事務を行います。 |

|         |       |
|---------|-------|
| 所 管 部 署 | 議会事務局 |
|---------|-------|

|  |                           |
|--|---------------------------|
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>            |
| 市議会会議録作成業務委託契約書の契約者名に備前市が欠落していた。契約書は、法人格をもつ自治体が契約することになり、発注者と受注者双方合意して定められた条項を誠実に履行するために取り交わす重要な書類であるので、適正に事務処理されたい。 | 平成 25 年度の契約から適正に事務処理している。 |

|         |            |
|---------|------------|
| 所 管 部 署 | 選挙管理委員会事務局 |
|---------|------------|

|   |  |
|---|--|
| <b>【指摘事項】</b>   | <b>措 置 状 況</b>   |
| 物品購入事務について、物品購入（修繕等）伺書の決裁欄、検収年月日欄が鉛筆書きになっているもの、決定欄の記載がないものが見受けられた。備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。 | チェックリストを作成し、物品購入伺書のファイルに貼って漏れのないようにしている。                       |
| <b>【指摘事項】</b>   | <b>措 置 状 況</b>   |
| 食糧費使用伺票について、精算額が未記入となっているものが見受けられたので、記入漏れのないよう注意されたい。                                     | 食糧費使用伺票の決裁が終了したときに、付箋に「購入後、精算額を記入すること」を記載したものを貼り、漏れの無いようにしている。 |

|         |               |
|---------|---------------|
| 所 管 部 署 | 教育委員会事務局教育総務課 |
|---------|---------------|

| 【指摘事項】   | 措 置 状 況  |
|--|--|
| <p>物品購入事務について、物品購入（修繕等）伺書起票時に決定欄を記入しており事後起票となっているもの、伺書と納品書で納入業者名が異なっているもの、納品書に業者印がないもの、納品年月日がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであり、不備のない納品書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。</p> | <p>指摘後に物品購入（修繕等）伺書の記載方法の修正及び納品書の確認を徹底し、備前市会計規則に基づいた事務処理を行っていきます。</p>                                       |
| 【指摘事項】   | 措 置 状 況  |
| <p>遠距離通学児童生徒等通学費補助金交付事務について、請求書に日付のないもの、金額の記載がないもの、申請書に通学方法の記載がないものが見受けられた。遠距離通学児童生徒等通学費補助金交付要綱に基づき適正に事務処理されたい。</p>  | <p>保護者からの申請・請求時における書類の記載漏れ等を無くすよう、分かりやすい記載例を平成 25 年度より配布しています。加えて、書類の不備がないよう念入りに確認を行い、適正な事務処理を行っていきます。</p> |
| 【指摘事項】   | 措 置 状 況  |
| <p>吉永中学校テニスコート賃貸借契約書の契約者名に備前市が欠落していた。契約書は、法人格をもつ自治体が契約することになり、発注者と受注者双方合意して定められた条項を誠実に履行するために取り交わす重要な書類であるので、適正に事務処理されたい。</p>  | <p>平成 25 年度より、法人格となる備前市の記載を入れて賃貸借契約を行っていきます。</p>   |
| 【指摘事項】   | 措 置 状 況  |
| <p>自動車運行簿の記載に当たって、用務内容欄の記載内容がないもの、修正テープにより修正をしたものが見受けられた。備前市庁用自動車管理規則に基づき、適正な記録を整備されたい。</p>  | <p>備前市庁用自動車管理規則に基づき、記載内容の適正化を図ります。</p>   |

所 管 部 署

教育委員会事務局学校教育課

| 【指摘事項】   | 措 置 状 況   |
|--|---|
| <p>幼稚園保育料の減免について、備前市幼稚園保育料に関する規則では、「年額により減免の限度額を定めるものにあつては、年の途中で減免の決定を受けたときは決定のあつた月分から、減免するものとする」と規定されているが、翌月から減免するようになっていたので、今後、規定の整備も含め検討され、適正な減免手続きをされたい。</p> | <p>指摘の減免案件は、規則に規定のとおり手続きを終えています。また、申請事由区分による減免開始月の整理について検討を行いました。従前どおりとする結果に至りました。今後は、申請事由を問わず、規則に規定のとおり適正なる事務手続きを行います。</p> |
| 【指摘事項】   | 措 置 状 況   |
| <p>物品購入事務について、納品書の納品年月日がないもの、見積書の見積年月日がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確認する証拠書類となるものであり、見積書は、予定価格や積算の基礎資料となることから、不備のない納品書、見積書の提出を求めよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。</p> | <p>指摘を受けた事項は、チェック機能が果たされていないことによるものであります。今後は、納品書等を受け取る際に、日付等に漏れがないかチェックし、適正な事務処理を行います。</p>                                  |
| 【指摘事項】   | 措 置 状 況   |
| <p>中学校・片上高等学校外国語指導助手労働者派遣基本契約書に添付の個別契約書について、契約者である備前市の住所が教育委員会事務局の住所になっていた。契約主体は法人格をもつ備前市であるので、適正な事務処理をされたい。</p>   | <p>指摘を受けた事項は、チェック機能が果たされていないことによるものであります。今後は、契約者等の確認を十分に行い、適正な事務処理を行います。</p>  |
| 【指摘事項】   | 措 置 状 況   |
| <p>自動車運行簿に鉛筆書きが見受けられた。備前市庁用自動車管理規則に基づき、適正な記録を整備されたい。</p>   | <p>自動車運行簿のファイルにボールペンで書くよう注意書きをするなど、鉛筆書きのないよう徹底を図っています。</p>  |

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 所 管 部 署 | 教育委員会事務局スポーツ振興室 |
|---------|-----------------|

| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
|---|---|
| 教育使用料について、歳入調定がされていないものが見受けられたので、今後、適切な時期に調定されたい。   | 平成 25 年度から、適切な時期に調定しており、室内での確認を行っています。                        |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
| 照明施設使用許可申請書について、申請年月日、使用目的の記載内容がないものが見受けられた。備前市照明施設設置条例施行規則に基づき適正に事務処理されたい。   | 平成 25 年度から、条例に基づいた事務処理をしており、室内で記載内容のチェックを行っています。              |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
| 郵券等受払簿について、記載漏れとなっているもの、修正テープにより修正をしているものが見受けられた。修正テープによる修正は改ざんの疑念を生じさせることから厳に慎まれ、適正な記録を整備されたい。                           | 記載漏れの無いようによく確認し、また修正テープによる修正は行わないようにし、平成 25 年度から適正な記録を行っています。 |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
| 食糧費使用伺票に決裁が誤っているものが見受けられた。備前市事務決裁規程に基づき適正に事務処理されたい。   | 事務決裁規程をよく確認し、平成 25 年度から規程に基づいた適正な事務処理を行っています。                 |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
| 物品購入事務について、納品書に検収印のないもの、業者印がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、不備のない納品書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。 | 納品書の検収印、業者印等室内でよく確認し、平成 25 年度から会計規則に基づいた適正な事務処理を行っています。       |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
| 地区社会体育施設整備費補助金交付事務について、地区社会体育施設整備費補助金交付要綱では、「事業完了後 10 日以内に事業完了報告書を提出しなければならない」と規定さ  | 補助金交付要綱をよく確認し、平成 25 年度から、要綱に規定されている期限を厳守させ、適正な事務処理を行っています。    |

|  |  |
|--|--|
| れているが期限が厳守されていないものが見受けられた。備前市地区社会体育施設整備費補助金交付要綱に基づき適正に事務処理されたい。  |  |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>   |
| スポーツ少年団活動補助金交付事務について、補助金等交付規則では、「事業が完了した日から 20 日以内に補助事業等実績報告書を報告しなければならない」と規定されているが期限が厳守されていないものが見受けられた。補助金等交付規則に基づき適正に事務処理されたい。 | 補助金交付要綱をよく確認し、平成 25 年度から、要綱に規定されている期限を厳守させ、適正な事務処理を行っています。 |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>   |
| 自動車運行簿の記載に当たって、走行キロ欄、使用者確認報告欄、プレートナンバー欄が空欄になっているものが見受けられた。備前市庁用自動車管理規則に基づき、適正な記録を整備されたい。   | 記載内容をよく確認し、平成 25 年度から、管理規則に基づいた記録整備を行っています。                |

|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 所 管 部 署 | 中央公民館、視聴覚ライブラリー、<br>備前市市民センター |
|---------|-------------------------------|

|   |  |
|---|--|
| <b>【指摘事項】</b>   | <b>措 置 状 況</b>   |
| 香登公民館使用料及び三石公民館使用料の納付書の納入日を修正テープにより修正しているもの、修正方法が不適切なもの、コピー代の領収済通知書の金額の修正方法が不適切なものが見受けられた。修正テープの使用は改ざんの疑念を生じさせることから厳に慎まれ、訂正印で修正するなど適切に事務処理されたい。 | 修正テープ等は使用せず、二重線で消す等、訂正内容がわかるように修正し訂正印を押すよう徹底する。<br>上記事項を各地区公民館職員に指示した。 |
| <b>【指摘事項】</b>   | <b>措 置 状 況</b>   |
| 中央公民館使用料及び片上公民館使用料の領収書の控えに連番が付されていないもの  | 公民館使用料の領収書には連番を必ず記入している。   |

|   |  |
|---|--|
| <p>が見受けられた。領収書の管理については、現金の受領に係る重要な証拠書類となることから、その取扱いには適正を期されたい。</p>  | <p>上記事項を中央公民館及び地区公民館職員に指示した。</p>   |
| <p><b>【指摘事項】</b></p>  | <p><b>措置状況</b></p>   |
| <p>市民センター等の使用許可に当たって、許可書の控えに許可年月日、許可番号等を修正しているものが見受けられた。また、許可をする場合には申請書に許可年月日、許可番号を記載するようになっているが、市が使用する際にも許可証の発行等、適切に事務処理されたい。</p>            | <p>申請者に交付した許可証と同一であることに疑念が生じないように、控えの修正は行わない。</p>  |
| <p><b>【指摘事項】</b></p>  | <p><b>措置状況</b></p>   |
| <p>物品購入事務について、納品書に検収印がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。</p>   | <p>納品された物品と当該納品書に誤りがなかったことを証するため、すべての納品書に検収印を押すよう徹底する。</p>   |
| <p><b>【指摘事項】</b></p>  | <p><b>措置状況</b></p>   |
| <p>市民センター昇降機保守管理委託契約書及び市民センター警備委託契約書の契約者名に備前市が欠落していた。契約書は、法人格をもつ自治体が契約することになり、発注者と受注者双方合意して定められた条項を誠実に履行するために取り交わす重要な書類であるので、適正に事務処理されたい。</p> | <p>契約書の契約者名に自治体名である「備前市」を記載している。</p>   |
| <p><b>【指摘事項】</b></p>  | <p><b>措置状況</b></p>   |
| <p>自動車運行簿の記載に当たって、用務内容、走行キロの記載がないもの、修正テープにより修正をしているものが見受けられた。備前市庁用自動車管理規則に基づき、適正な記録を整備されたい。</p>   | <p>公用車を使用した時は自動車運行簿に用務内容、走行キロについても漏れがないよう記載する。また、記載事項を修正する場合は、テープ等は使用せず二重線で消す等、訂正内容がわかるように行っている。</p> |

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 所 管 部 署 | 日生地域公民館、寒河コミュニティセンター、日生市民会館 |
|---------|-----------------------------|

| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
|---|---|
| 分任出納員が置かれていないところで、他の分任出納員領収印を使用し公金を受領していた。分任出納員の配置などを検討され、備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。   | 指摘後、適正な分任出納員領収印の使用で、公金を受領し、適正な分任出納員を配置しています。                            |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
| 公金領収時に納入者に交付すべき領収書を交付していなかった。備前市会計規則の規定に基づき適正に事務処理されたい。   | 指摘後、備前市会計規則に基づき領収書を交付しています。   |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
| 市民会館使用料の収納に係る領収書の控えに連番が付されていないものが見受けられた。また、納入日、公民館名、取扱者に記載がないものが見受けられた。領収書の管理等については、現金の受領に係る重要な証拠書類となることから、その取扱いには適正を期されたい。                               | 平成 25 年度より使用料の領収書に連番を入れ、指摘のあった納入日等はすべて入れるよう改めました。                       |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
| 物品購入事務について、物品購入（修繕等）伺書が起票されていないもの、納品書に検収印がないもの、納品年月日がないもの、宛名がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、不備のない納品書の提出を求めよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。 | 平成 25 年度より備前市会計規則に基づき適正に事務処理を行うよう改めました。                                 |
| 【指摘事項】  | 措 置 状 況   |
| 日生市民会館非常用設備改修工事に係る契約事務について、予定価格書の決定者が誤っていた。また、検査報告書の検査員と決裁者が同一人となっていた。備前市事務決裁規程   | 指摘を受けた事項は、チェック機能が果たされていないことによるものであることを反省し、今後は備前市事務決裁規程に基づき適正に事務処理いたします。 |

|  |   |
|--|---|
| に基づき適正に事務処理されたい。   |   |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>  |
| 日生市民会館冷暖房設備修繕等の随意契約について、見積書の見積依頼年月日と提出期限が不整合となっているもの、見積書見積年月日が記載されていないものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。                                       | 指摘を受けた事項は、チェック機能が果たされていないことによるものであることを反省し、今後は十分チェックし、適正に事務処理いたします。      |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>  |
| 備前市日生市民会館舞台吊物装置保守点検業務に関する委託契約書について、契約書の甲の前文の部分と記名押印の部分とが異なる記載となっていた。契約書は、発注者と受注者双方合意して定められた条項を誠実に履行するために取り交わす重要な書類であるので、適正に事務処理されたい。 | 指摘を受けた事項は、チェック機能が果たされていないことによるものであることを反省し、今後は十分チェックし、適正に事務処理いたします。      |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>  |
| 随意契約に係る委託業務完了確認書について、決裁が誤っているもの、決裁が漏れているものが見受けられた。備前市事務決裁規程に基づき適正に事務処理されたい。  | 指摘を受けた事項は、チェック機能が果たされていないことによるものであることを反省し、今後は備前市事務決裁規程に基づき適正に事務処理いたします。 |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>  |
| 日生市民会館受水槽ドレンバルブ取替修繕に係る請書について、契約年月日が未記入なものが見受けられた。備前市契約規則に基づき適正に事務処理されたい。   | 指摘を受けた事項は、チェック機能が果たされていないことによるものであることを反省し、今後は備前市契約規則に基づき適正に事務処理いたします。   |
| <b>【指摘事項】</b>  | <b>措 置 状 況</b>  |
| 自動車運行簿の記載に当たって、旧様式を使用しており、適正な記録が整備されていなかった。また、鉛筆書きとなっているものが見受けられた。備前市庁用自動車管理規則に基づき、適正な記録を整備されたい。                                     | 指摘後は、新様式の自動車運行簿を使用し、備前市庁用自動車管理規則に基づき、適正な記録を行っています。                      |

|         |         |
|---------|---------|
| 所 管 部 署 | 吉永地域公民館 |
|---------|---------|

| 【指摘事項】   | 措 置 状 況                          |
|--|----------------------------------|
| <p>郵券の取り扱いについて、各種団体事務局分の郵便物に、一時的に市の切手を使用していたので、運用方法を改められたい。</p>  | <p>団体の会計で購入するよう改めました。</p>        |
| 【指摘事項】   | 措 置 状 況                          |
| <p>物品購入事務について、物品購入（修繕等）伺書の起票がないもの、決裁年月日がないもの、起票時に決定欄を記入しており事後起票となっているものが見受けられた。備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。</p>                             | <p>備前市会計規則を準拠した適正な事務処理に努めます。</p> |
| 【指摘事項】   | 措 置 状 況                          |
| <p>非常用予備発電機修繕の随意契約について、見積書の見積年月日が記載されていないものが見受けられた。見積書は、予定価格や積算の基礎資料となるものであることから、不備のない見積書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。</p> | <p>見積書の日付など記載事項のチェックを徹底します。</p>  |